

## 平成29年度 寄居町人権問題に関する町民意識調査

### ご協力をお願い

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より教育行政にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

この調査は、人権・同和問題に関する町民の考え方を調査し、今後における寄居町の人権教育・啓発に役立てるために行うものです。

調査項目について、あなたが知っていることや日常考えていることを、ありのままご記入ください。この調査は、名前を書く必要はありません。また、調査内容を目的以外に使用したり、ご迷惑をおかけすることは一切ございません。

お忙しいところ、誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

平成29年8月

寄居町教育委員会・寄居町人権教育推進協議会

\*この調査は、町内にお住まいの満20歳以上の方の中から、1,200人を無作為に抽出し、ご協力をお願いしています。

#### 【調査票の記入方法について】

1. 調査票の記入は、封筒のあて名のご本人が記入してください。
2. ボールペン・濃い鉛筆などで、調査票に直接、あてはまる番号に○をつけてください。
3. 質問項目はすべて記入し、「その他」の場合は（ ）内に具体的な内容を記入してください。
4. 調査票の記入が終わりましたら、記入もれなどないかお確かめの上、  
**同封の返信用封筒に入れて、**  
**8月31日(木)までに、投函してください。**

問い合わせ 人権推進課 人権推進班

〒369-1292 大里郡寄居町大字寄居 1180-1

TEL 581-2121 内線 411 FAX 581-1366





問11 あなたは、女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

- |                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| 1. 相談体制の充実          | 2. 啓発活動の推進               |
| 3. 男女平等や性についての教育の充実 | 4. 女性の就業機会の拡大や能力開発機会の拡充  |
| 5. 男女共同参画社会の促進      | 6. 女性用の緊急避難所（シェルター）の整備   |
| 7. 性犯罪取締りの強化        | 8. テレビや雑誌など、メディアの倫理規定の強化 |
| 9. その他（             | ）                        |

#### 【子どもの人権について】

問12 あなたは、子どもの人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況等に対してですか。次の中から、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 1. 学校での体罰                 | 2. 保護者等による子どもへの暴力・虐待  |
| 3. 子ども同士によるいじめ            | 4. いじめなどに対して見て見ぬふりをする |
| 5. 進学や就職に対して子どもの意見を無視すること |                       |
| 6. 児童・生徒の売春や援助交際          |                       |
| 7. その他（                   | ）                     |

問13 あなたは、子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 1. 相談体制の充実            | 2. 啓発活動の推進     |
| 3. 個性を認め合うことのできる教育の充実 |                |
| 4. 校則や規則を再検討する        | 5. 教員の指導力を高める  |
| 6. 地域の人々が関心を持って接する    | 7. 子どもの個性を尊重する |
| 8. 児童虐待などの取締りの強化      | 9. 家庭教育の充実     |
| 10. その他（              | ）              |

#### 【高齢者の人権について】

問14 あなたは、高齢者の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況等に対してですか。次の中から、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- |                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| 1. 経済的な保障が不十分                  | 2. 働ける能力を発揮する機会が少ない |
| 3. 施設などの体制が不十分                 | 4. 高齢者に対する偏見        |
| 5. 高齢者に対する悪徳商法（オレオレ詐欺、振り込め詐欺等） |                     |
| 6. 高齢者に対する虐待やいじめ               | 7. 財産管理等の権利侵害       |
| 8. その他（                        | ）                   |



問19 日本に住んでいる外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| 1. 相談体制の充実                 | 2. 啓発活動の推進        |
| 3. 就業機会の確保                 | 4. 国際社会を理解する教育の推進 |
| 5. 外国語に翻訳し、日常生活に必要な情報を提供する |                   |
| 6. 参政権や行政への参画を推進する         | 7. 地域における交流の推進    |
| 8. その他（                    | ）                 |

※平成28年6月にヘイトスピーチ解消法が施行されました。

**【同和問題（部落差別）について】**

問20 あなたは、日本の社会の中に「同和問題」「部落差別」といわれる問題があることを知っていますか。次の中から、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- |          |             |         |
|----------|-------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことがある | 3. 知らない |
|----------|-------------|---------|

\* 「3. 知らない」に○をつけた方は問29へ進んでください。

\* 次の問21～28は、問20で「1. 知っている」「2. 聞いたことがある」と答えた方にお聞きします。

問21 あなたが同和問題を知ったのはいつごろでしたか。次の中から、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1. 小学校入学前    | 2. 小学生の頃      |
| 3. 中学生の頃     | 4. 16歳から20歳の頃 |
| 5. 20歳を過ぎてから | 6. 覚えていない     |

問22 あなたが同和問題を知ったきっかけは、だれ（なに）からですか。次の中から、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 1. 家族や親せきの話から             | 2. 近所の人から    |
| 3. 友人や先輩から                | 4. 学校の授業     |
| 5. 職場の同僚や上司から             | 6. 研修会や講演会など |
| 7. テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、本など |              |
| 8. 県や町の広報誌や冊子など           | 9. 覚えていない    |
| 10. その他（                  | ）            |

問23 あなたは、なぜ同和問題（部落差別）がおこったと思いますか。次の中から、あてはまる番号に1つだけ〇をつけてください。

- |   |             |
|---|-------------|
| 1. 人種や民族が違ったから                            | 2. 宗教が違ったから |
| 3. 職業が違ったから                               |             |
| 4. 江戸時代に確立された身分制度によって、民衆を支配する手段としてつくられたから |             |
| 5. わからない                                  |             |
| 6. その他（                                   | ）           |

問24 あなたは、同和問題（部落差別）が、今もなおあることをどう思いますか。次の中から、あてはまる番号に1つだけ〇をつけてください。

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| 1. そのような差別は絶対にしてはいけないと思う     |          |
| 2. そのような差別は悪いことだと思うが、仕方がない   |          |
| 3. 昔から言われてきたことなので、考え方は変えられない |          |
| 4. 自分とは関係ない                  | 5. わからない |
| 6. その他（                      | ）        |

問25 仮に、あなたの家族などが結婚しようとする相手の人が、同和地区の出身であるとわかった場合、あなたならどんな対応をしたいと思いますか。次の中から、あてはまる番号に1つだけ〇をつけてください。

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 1. 相手の出身など全く気にしない | 2. 迷いながらも、本人の意思を尊重する |
| 3. 考え直すよう本人に言う    | 4. 反対する              |

問26 あなたは、結婚や就職時の身元調査について、どのようにお考えですか。次の中から、あてはまる番号に1つだけ〇をつけてください。

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1. 身元調査は差別につながるおそれがあるので、すべきでない  |
| 2. よくないことだと思うが、ある程度はしかたないことだと思う |
| 3. 身元調査をすることは当然のことだと思う          |
| 4. わからない                        |

問27 あなたは、住宅や生活環境を選ぶ際に、同和地区があった場合、避けることがありますか。次の中からあてはまる番号に1つだけ〇をつけてください。

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1. まったく気にしない   | 2. どちらかといえば気にしない |
| 3. どちらかといえば避ける | 4. 避ける           |
| 5. わからない       |                  |

問28 あなたは、同和問題を解決するためにどのようなことが必要だと思いますか。次の中から、あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

1. 研修会や啓発活動を通して、人権意識を高めていく
2. 同和地区の人の収入の安定・向上を図り、生活力を高める
3. 同和地区の住宅・生活環境を改善・整備する
4. 同和地区の人が差別に負けないよう努力し、行政や同和地区以外の人に積極的に働きかける
5. 同和地区の人が、分散して住むようにして地区がわからないようにする
6. 同和地区のことを口に出さず、そっとしておけば自然に無くなる
7. どうしても差別はなくなる
8. わからない
9. その他（ )

※平成28年12月に部落差別解消法が施行されました。

#### 【その他の人権について】

問29 あなたは、インターネットや携帯サイトによる人権侵害に関して、次のような問題が起きていることを知っていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
2. 他人を誹謗中傷したり、差別を助長する表現など、人権侵害の情報を掲載していること
3. 児童ポルノが存在していること
4. 学校裏サイトで、児童・生徒などのいじめがあること
5. 警察捜査対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されていること
6. 知らない
7. その他（ )

問30 あなたは、インターネットや携帯サイトによる人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する
2. プロバイダー（インターネット接続業者）等に対し、情報の停止・削除を求める
3. インターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育啓発活動を推進する
4. インターネットにより人権侵害を受けた者の人権相談所や電話相談所を充実する
5. インターネットにより人権侵害を受けた者の救済制度を確立する
6. わからない
7. その他（ )



問31 あなたは、これまでお聞きした人権問題以外にどのような人権問題があると思われますか。次の中から、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 1. アイヌの人々に関して          |                   |
| 2. HIV感染者やハンセン病患者等に関して |                   |
| 3. 刑を終えて出所した人に関して      | 4. 犯罪被害者とその家族に関して |
| 5. 北朝鮮当局による人権侵害問題に関して  |                   |
| 6. ホームレスに関して           | 7. 性的指向に関して       |
| 8. 性同一性障害に関して          | 9. 人身取引に関して       |
| 10. 東日本大震災に起因する被災者に関して |                   |
| 11. その他（               | ）                 |

【人権問題の取り組みについて】

問32 人権問題の取り組みについて、それぞれの項目について、次の中から、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

	何度もある	何回かある	全くない
1. 家庭内で人権問題について話し合ったこと	1	2	3
2. 人権問題に関する広報誌や冊子を読んだこと	1	2	3
3. 人権問題に関する研修会や講演会に参加したこと	1	2	3

\* 研修会や講演会に参加したことが全くない方は問34へ進んでください。 ←

問33 問32の3で「研修会や講演会に参加したことが何度もある」「何回かある」と、お答えいただいた方にお聞きします。次の中から、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

(1) どのようなテーマでしたか。

- |                           |                  |
|---------------------------|------------------|
| 1. 女性の人権                  | 2. 子どもの人権        |
| 3. 高齢者の人権                 | 4. 障害のある人の人権     |
| 5. 同和問題（部落差別）             | 6. 外国人の人権        |
| 7. HIV感染者・ハンセン病患者等の人権     |                  |
| 8. 刑を終えて出所した人の人権          | 9. 犯罪被害者とその家族の人権 |
| 10. インターネットによる人権侵害        |                  |
| 11. 性的指向や性同一性障害者（LGBT）の人権 |                  |
| 12. 人権全般                  |                  |
| 13. その他（                  | ）                |

(2) どのような形式でしたか。

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 1. 映画やビデオの上映    | 2. 学校の校長や教諭の講演       |
| 3. 差別を受けた当事者の講演 | 4. 大学教授や専門家などの講演     |
| 5. 行政職員の話       | 6. グループ討議などワークショップ形式 |
| 7. その他 (        | )                    |

(3) 参加してどのような感想を持ちましたか。

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 1. 人権に対する理解が深まった | 2. 差別の実態を知ることができた |
| 3. いつも同じような内容だ   | 4. 内容が難しくわからなかった  |
| 5. 内容が物足りない      | 6. 参考にはならなかった     |
| 7. その他 (         | )                 |

・・・問35へ進んでください

問34 問32の3で「研修会や講演会に参加したことが全くない」と、お答えいただいた方にお聞きします。参加しなかった理由として、次の中から、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1. 機会がなかった | 2. 参加したかったが、都合がつかなかった |
| 3. 関心がない   | 4. よく知っているので参加する必要はない |
| 5. 特に理由はない |                       |
| 6. その他 (   | )                     |

問35 あなたは、今後、研修会や講演会の機会があれば、参加したいと思えますか。次の中から、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 参加したい      | 2. できれば参加したい |
| 3. あまり参加したくない | 4. 参加したくない   |

問36 あなたは、人権教育啓発広報誌「みんなのねがい」を読んだことがありますか。次の中から、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- |             |                   |         |
|-------------|-------------------|---------|
| 1. 読んだことがある | 2. 読んだことはないが知っている | 3. 知らない |
|-------------|-------------------|---------|



## 「人権」とは・・・

人間が人間らしく生きるための権利で、生まれながらに持ち、欠かすことのできない大切なものです。私たちは、だれもがかけがえのない人間として、幸せな生活を送りたいと願っています。そして「基本的人権の尊重」は日本国憲法において保障されています。

人権問題の解決には、差別に対する誤った知識や偏見をなくし、正しい理解を深め、お互いに人権意識を高めていくことが必要です。だれに対しても思いやりの心をもって、明るい社会を築きましょう。

※平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の一部を紹介します。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

※平成28年6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」の一部を紹介します。

### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

※平成28年12月に施行された「部落差別解消法」の一部を紹介します。

### 部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。